

第 18 回  
磐田市都市計画審議会  
議案書

・第 1 号議案 磐田都市計画道路 8・7・3 号

磐田新駅南北連絡線の変更（磐田市決定）・・・ P 1 ~

と き 平成26年 9 月 2 日（火） 午前10時30分

ところ 磐田市役所 西庁舎 3 階 301 ~ 303会議室



磐田都市計画道路の変更（磐田市決定）

磐田都市計画道路に8・7・3号磐田新駅南北連絡線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	8・7・3	磐田新駅南北連絡線	磐田市 鎌田 字北坊中	磐田市 鎌田 字北坊中		約 130 m	地表式		4m	東海道本線と立体交差1箇所 東海道新幹線と立体交差1箇所	歩行者 専用道路
	なお、磐田市鎌田字北坊中地内の区間において立体的範囲を定める。										

## 理 由

東海道本線袋井駅・磐田駅間に新たな駅が設置されることに伴い、駅利用環境の向上及び南北の交通結節点としての機能の充実を図るため、都市計画道路8・7・3号磐田新駅南北連絡線を本案のとおり追加する。

## 変更理由

本市東部地域は、磐田市都市計画マスタープランにおいて、土地区画整理事業による市街地整備の推進と東海道本線の新駅の設置を促進することにより、新たな定住環境の創出を図るよう位置付けられている。

土地区画整理事業の進展により新たな市街地が形成され、加えて、東海道本線袋井駅・磐田駅間に新たに駅が設置されることが決まったことから、東海道本線及び東海道新幹線により分断されている市街地を歩行者が安全に通行し、南北の交流や連携を強化することにより、都市の秩序ある発展を促す必要がある。

また、公共交通及び交通結節点の利便性を高め、利用促進に寄与するため、第4回西遠都市圏総合交通体系調査に基づく都市交通マスタープランに位置付けられている磐田新駅自由通路を南北の市街地へのアクセス強化、駅利用環境の向上及び交通結節点としての機能の充実を図る観点から、都市計画道路8・7・3号磐田新駅南北連絡線として本案のとおり追加する。

